

令和5年3月定例会

議案参考資料

久喜市教育委員会

## 資 料 目 次

### (議案第18号)

久喜市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則 の一部改正に伴う新旧対照表	1
---	---

### (議案第19号)

久喜市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する 規則の一部改正に伴う新旧対照表	2
--	---

久喜市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が保有する個人情報の保護について、<u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年久喜市条例第 号)</u>に定めるもののほか、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(保有個人情報の保護及び開示請求等)</p> <p>第2条 教育委員会が保有する個人情報の保護及び開示請求等については、<u>久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年久喜市規則第 号)</u> に定める例による。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号)第37条の規定に基づき、久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>が保有する個人情報の保護に<u>関し</u></p> <hr/> <p><u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(保有個人情報の保護及び開示請求等)</p> <p>第2条 教育委員会が保有する個人情報の保護及び開示請求等については、<u>久喜市長が保有する個人情報の保護に関する規則(平成22年久喜市規則第16号)</u>に定める例による。</p>

久喜市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<p>(定義) 第2条 この規則において「教育職員」とは、久喜市立の小学校、中学校又は幼稚園の校長(園長を含む。)、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及びひび地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において「教育職員」とは、久喜市立の小学校、中学校又は幼稚園の校長(園長を含む。)、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及びひび地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)をいう。</p>